

お知らせ（特許法等の改正について）

平成27年1月28日  
日本化粧品工業連合会  
事務局

特許法等が改正され、平成27年4月1日から施行されます。

この中で、特に大きな改正は商標法で、これまでは商標権の対象とはならなかった、例えば、「色彩のみの商標」や「音の商標」に対しても商標権が与えられることとなります。

また、特許法に関しては、一時期廃止されていた異議申立て制度が復活します。詳細につきましては、下記URLをご参照ください。

<特許庁HP>

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/h26\\_tokkyo\\_kaisei.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/h26_tokkyo_kaisei.htm)